

○小玉参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第2回「盛土による災害の防止に関する検討会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日も御多忙の中御出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、内閣府防災担当の小玉と申します。よろしくお願いいたします。

本日も前回と同様、オンライン併用による会議形式を取らせていただいております。

オンラインで御参加の方は、ハウリング防止のため、御発言する場合以外はマイクをミュートにさせていただくとともに、可能な限りイヤホンの着用をお願いいたします。会場にいらっしゃる方は、お手元のボタンを押していただいて、マイクをオンにして御発言いただき、御発言後は再びボタンを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

本日は、関係団体の皆様へのヒアリングとしまして、一般社団法人全国農業会議所、柚木茂夫専務理事、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、適正処理対策部、藤田正実部長、一般社団法人全国建設業協会、巖文成事業部長、一般社団法人日本林業経営者協会、池田直弥専務理事、全国知事会、危機管理・防災特別委員会、黒岩祐治委員長に御出席をいただき、お話を伺う予定としております。

続きまして、委員の皆様の御出席でございます。

大原委員、櫻井委員、末松委員、袖野委員、中島委員、若井委員におかれましては、本日御欠席となります。また、河野委員におかれましては、公務のため、代理として宮崎県危機管理統括監、小田様に出席いただいております。

委員の皆様におかれましては、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

なお、関係府省からもオンライン等で適宜参加しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、マスコミの方は、すみませんが、ここで御退席をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○小玉参事官 議事に入る前に、会議、会議録及び会議資料の公開について申し上げます。

いずれも前回と同様ではございますが、会議は公開とし、マスコミの方々には別室で傍聴いただいております。会議録につきましては、皆様に御確認いただいた後に、発言者のお名前も記載した形で速やかに公表することといたします。また、資料につきましても、会議終了後に速やかに公開することといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は、中井座長にお願いしたいと思います。中井座長、よろし

くお願いいたします。

○中井座長 皆様、こんにちは。中井でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議題の（１）関係団体へのヒアリングということで、５団体の皆さんにこれから御説明をいただきまして、その都度、委員の皆様から御質問を募りたいと考えております。

本日も時間が限られておりますので、各団体からの御説明はおおむね10分程度とさせていただきます、その後の質疑応答は各団体につき15分程度を予定しております。なお、時間の関係で本日できなかった御質問については、会議終了後に事務局に伝えていただければ、各団体にお伝えいたします。

それでは、まず、一般社団法人全国農業会議所、柚木専務理事より御説明をお願いいたしますけれども、委員の皆さん、後ほど質問がある場合には、随時チャットの機能を使いまして発言ありというように入力をしていただきますと、私のほうで順次指名をさせていただきますと思います。どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、柚木専務理事、よろしくお願いいたします。

○柚木専務理事（全国農業会議所） 全国農業会議所の柚木でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。今日はこういう発言の機会をいただきまして、厚く感謝を申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、お配りしております資料1－1でございます。「農地における盛土等の現状と課題」ということで何点か意見を述べさせていただきますと思っております。

まず1ページでございますけれども、農業委員会は、御案内のように各市町村に置かれる行政委員会でございます。農地の権利移動とか農地の転用等の業務、それから、今日的には農地利用の最適化ということで、担い手への農地の利用集積等の取組を行っているところでございます。

その基礎になりますのが、我々は農地パトロールと呼んでおりますけれども、農地の現状の把握を少なくとも年1回はきちんとやっていくということで、特に農地法に基づいて、そこに書いてございますように、農地の利用状況調査ということで全農地を確認する業務を行ってきおるということでございます。それぞれの委員会によって農地の面積、筆数等も違いますので、日数等はかなり温度差がございますけれども、毎年このような状況調査を行っておるということでございます。

そういう中で、農地利用について不適切な事案等があった場合は、その下のほうにも書いてございますように、特に農地を農地以外にする場合に適正な許可を受けていない場合は原状回復の命令等を出して原状回復をさせるといったようなこと、また、やや悪質なものについては罰金刑等もありますので、そういう措置も取っておるということでございます。

2 ページでございますけれども、現況の把握につきましては、昨今のICT等の関係もあって、できるだけ効率的な対応ができるようにということで、ドローンの活用についての実証研究等もしておりますし、また、タブレットを活用してGPS機能をフルに活用することで対象農地を効率的に確認しながら対応するというので、その作業性も高まっているところでございます。

3 ページでございます。農地転用許可を要しない農地改良、通常の営農に伴う盛土とそうでない盛土の判別ということで書いてございます。一般的に農地改良、通常の営農の中でやや盛土的に農地の中に土砂を入れるようなケースがあるわけでございますけれども、それとは別に、いわゆる一時転用的に建設残土等を農地に置くことがありますけれども、その場合は基本的には農地法の4条、5条での農地転用の許可を要することになっております。それ以外の先ほど申し上げました農地改良とか通常の営農に伴う盛土等については、それぞれの自治体においてやや扱いが異なっておりまして、それぞれ条例とか要綱で、基本的には結構長い期間、施工する場合は一時転用扱いをしている市町村も多いということでございます。

なお、この期間とか対象となる面積等において、それぞれ扱いを変えておるということでございまして、ここに書いてございますように、一定の農地面積以下のところについては転用ではなくて農地改良届けという形で届出を出して対応するといったような措置を講じているということでございます。面積的には1,000平米とか3,000平米ということで、農地の今の1区画を単位にしながらの対応となっております。また、工事の期間についてもやや差がありますけれども、1か月とか6か月以内ということ。あと、盛土の高さとかそれぞれ一定の基準を設けて対応しているという状況でございます。

ただ、これは全国一律なものではございませんので、それぞれの市町村によって、また県によって扱いが異なってきているというのが現状でございます。

4 ページでございますけれども、適法に農地転用等の対応が終わった後、そこにいろいろ転用の許可基準に基づいた行為が行われてくるわけでございますけれども、その場合、特に盛土の関係で建設残土等が搬入される場合について、やや現場のほうはいろいろ気遣いがあるわけございまして、できるだけ、どういう土砂が入ってくるのか、どれぐらいの期間で行うのかといったようなことについて、危険な盛土の防止ということでいえば、その辺のことについてしっかりと報告を義務づけるような対応が必要ではないかと思っております。

なお、農地も一旦転用しますと農地以外になりますから、農地にかかわらず、それ以外の地目についても盛土に関する全体的な規制の一元化ということが望ましいと考えております。

もう一つ、農地も農地を転用した後は農業委員会の所管から離れていきますけれども、危険な盛土の防止ということになれば、他の部局との連携で情報の共有等を行うことで、そういう危険な盛土を防ぐことにつながっていくのではないかと考えておりまして、そう

した情報共有のルール化をしていくことが必要ではないかなと思います。これは同じ市町村内または都道府県内でも横の連携を取ることが大事ではないかと思っています。そういう取組を行っている事例を下のほうに少し掲載させていただいております。

次に5ページでございます。不適切な盛土事案等を防止する対策ということで何点か掲げさせていただいております。農地における不適切な盛土の実態ということで、これは現場の声として今出てきておりますのは、一般残土だということで許可をしても、その中に産業廃棄物が含まれているケースも見受けられるということがございます。参考として、具体的な例を少しつけておりますので、また見ていただければと思います。あと、農地改良と言いながらも、農地改良よりも残土処分のほうに重きが置かれているケースもあるといったような声も出てきておるところでございます。

そういうやや悪質なもの等については、今後の対策としては、やはり行政代執行のような措置が機敏に取れるような対応も必要ではないかと思っています。それから、日常的なパトロールといいますか、早期発見が大事だと思っておりますので、これは農地に限らず、いろいろな地目をまたがっての盛土の事例もあろうかと思っておりますので、そういうものを早期発見するための対応も、横の連携を取りながら進めていくことが必要だと思っております。

また、制度で言えば、農地転用許可が出ているものについては、許可済みの標識をそこに立てさせることによって、そうでないものとの区分けがはっきりできますので、そういったようなことも抑止的な効果としてはあるのではないかと考えております。

次は残土処分地の安全確保のために必要と考えられることということで何点か、これはやや技術的なことにもなるかと思っておりますけれども、残土処分地の盛土の高さとか、のり面の勾配とか、こういうことについてはやはり統一的な基準が必要ではないかと思えますし、また、特に処分地の危険性ということで言えば、雨水とか地表水の排水施設等、こういうものがきちんとできていることが大事だと思っておりますので、その辺のことについても、施設の基準等については統一的なものをつくることが大事ではないかと思っております。

それから、次の6番目でございます。盛土行為の規制の在り方を見直すに当たって、営農の観点から留意すべき点ということで、特に農業関係で、冒頭申し上げましたように、農地改良とか通常の営農作業の中で盛土のような状態になる行為が出てまいりますので、そういったことについて、危険性については十分考慮するということなのですけれども、営農上の支障が生じないような法規制が必要だと思っております。

また、危険な盛土の対象として、基本的には生命・人家に関わるものが対象になろうかと思っておりますけれども、農業用施設、農地とか、いわゆる農業生産基盤に影響を及ぼすものについても対象として考えていく必要があるのではないかと思っております。

最後になりますが、建設残土を扱う事業者の方々への対応ということで何点か書いてございます。これも先ほど申し上げましたようなことと重複する点がございますけれども、建設残土の排出元、排出先等についての届出なり許可といったことについては、統一的に

やっていく必要があるのではないかと考えております。また、建設残土の地質とか土壌成分等についても、昨今、環境問題等でも非常に気遣いがございますので、その辺について証明書の発行が考えられないのかといったようなことであります。

現在そうしたことについて都道府県、市町村での条例等によって進められておりますけれども、これについては今回の大きなテーマでもございますが、全国一律的な規制も可能となるような法律の制定が求められていると思います。特定の地域に偏ることのないような対応が求められているのではないかと考えているところでございます。

あと、参考1、2ということで、先ほどの説明の農地の違反転用に対する措置についての流れ、是正指導から措置命令、行政代執行といったような流れと刑事告発の手続が一応農地法の場合は整備されているということで、参考までに掲載をさせていただきました。

また、参考2のほうは、一時転用許可により農地で下のほうから土砂を採掘するようなケース、砂利採取などがあるのですけれども、その後の埋め戻しをしたときに、その建設残土の中にいろいろなものが入っているということでトラブルが起きているようなケースもございまして、写真を掲載させていただいたところでございます。

簡単ではございますけれども、私のほうの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を受けて、御質問等がありましたら、お願いをしたいと思います。委員の皆さんは、御発言の際には発言希望とチャットに入力をいただければと思いますが、いかがでしょうか。どなたか御質問ございますでしょうか。

内田委員、お願いいたします。

○内田委員 内田です。よろしくお願いたします。

私はこの分野についてよく分かっていないのですけれども、3ページ目に農地転用の許可を要する場合と要しない場合というのがあったと思います。許可を要するか要しないかは、各都道府県とか市町村で決められているということでしたが、この許可の要否に関する基準には盛土の危険性みたいなものを考えて基準を決められているのか、また、どういう観点で基準が決められているのか、もし分かりましたら教えていただければと思います。

○中井座長 専務理事、どうぞ。

○柚木専務理事（全国農業会議所） 1つは、農地改良とかをやる面積をベースにしているというのが1点あります。危険の関係のところは、市町村によってそれぞれ取扱いに差はあると思いますけれども、盛土の高さの制限を入れているところは、そういうものを考慮してやっているのではないかと考えております。

○内田委員 分かりました。ありがとうございます。

○中井座長 これは確認ですけれども、もともと農地転用の許可なので、農地を転用する場合には許可が必要ですが、農地改良とか農地を農地としてそのまま使う上で盛土

をするような場合には、もともとは許可が必要ないわけですが、それに対しても自治体によっては条例や要綱で許可なり届出を求めているという理解でよろしいですか。

○柚木専務理事（全国農業会議所） 先生おっしゃるとおりでございます。

○中井座長 内田委員、よろしいでしょうか。

○内田委員 ありがとうございます。結構です。

○中井座長 それでは、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

大関委員、お願いいたします。

○大関委員 産総研の大関と申します。どうもありがとうございます。

4 ページ目で農地転用完了後は非農地判断によって、その後は管理対象から外れるためというようなコメントがあったのですけれども、農地転用完了までは農地法の農業委員会の方がどのぐらいまで見られていて、その後、具体的にどういう情報のやり取りがされているかというのを教えていただければと思います。

○中井座長 柚木専務理事、お願いいたします。

○柚木専務理事（全国農業会議所） 1つは、農地転用の完了ということは、農地転用の許可を得た後、農地以外になるわけでありましてけれども、ここで言っています非農地判断というのは、いわゆる遊休農地といいますか、耕作放棄地で再生が困難なものについては農業委員会が判断をして非農地の判断ができることになっていまして、そうしたものは農地以外ということになります。農地以外になった途端に、建設残土がここへ運び込まれるとか、そういうことで環境的にも問題があることのないようにということで、農地転用した後のものについて関係する部局に連絡を入れているところが下のほうに事例としてございます。下の事例はどちらかというと建設部局のほうで建設許可が出ただけけれども、農地のほうの手続きが終わっていないものがその連絡を取り合うということなのですが、逆に、農地転用の許可を出したものについて、環境部局とか建設部局のほうにも連絡を入れるといったような、これはやや事務局的なところでの連携ということになるかと思っております。

○中井座長 ありがとうございます。

大関委員、いかがでしょうか。

○大関委員 ありがとうございます。現状はやられているけれども、もうちょっとルール化したほうがいいのではないかとということですか。

○柚木専務理事（全国農業会議所） そうですね。市町村によってはこういうことをやられているところもあるのですけれども、全国的などうか、統一的なルールとしてはまだ定まっているところではないものですから、今後こういう問題が起こるとすれば、そういった全国的な統一なルールも必要ではないかということで提起をさせていただきました。

○大関委員 なるほど。承知しました。ありがとうございます。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

私から、参考1に違反転用に対する措置というフローチャートがあるのですが、最初は農業委員会、緑色の事案調査と都道府県知事等への報告というのがあって、その次に、是正の指導というのは自治体が行ったり、あるいは農業委員会が行うケースとあるみたいなのですが、これは枝分かれますという意味なのでしょうか。それとも、両方から是正をするということなのでしょうか。もし枝分かれますということであれば、どういう場合にこちらのほうに行きますというふうに、ちょっと御説明いただけますか。

○柚木専務理事（全国農業会議所） 法的には農業委員会は具体の事案を見つけたときには都道府県、いわゆる許可権者に報告をするということになっています。その報告を受けて許可権者が是正の指導の通知をすることになっております。その通知を受けて農業委員会が当事者に渡したり、農業委員会を経由しながら行きますので、その間で農業委員会も是正的な指導を、法的に農業委員会が是正指導するという事は書いていないのですが、その流れの中で、一番現場に近いところにありますので、県のほうの通知の内容も含めて当事者に対応するという意味で指導という言葉で書かせていただいております。

具体的には、左のほうの期間を定めての転用の許可権者の手続として指導があり、勧告があって、措置命令、代執行という流れになろうかと思えます。

○中井座長 ありがとうございます。

では、もう一つ、私から、農地の転用許可が出ると農地ではなくなりますので、農業委員会の管轄外ということになるのですが、元農地ということで農業委員会の皆さんはどこにそういう農地があるというのは多分一番よく御存じなので、農地ではなくなって管轄の外なのだけでも、何かそういうところで違反的なものがあれば、やはりそれを見つけて報告するという事は割とパトロールの中でやられているのでしょうか。

○柚木専務理事 基本的には現況農地についての対応になりますので、転用許可を出してから、実際にその転用目的どおりいっているかどうかの確認は当然やるわけでありすが、転用した後、2年も3年もした後のところまでの確認は当然ないということになります。

○中井座長 分かりました。ありがとうございます。

では、池邊委員、お願いいたします。

○池邊委員 池邊でございます。御説明ありがとうございます。

最後のほうに幾つかの都市でというような形で、傾斜地とかでそういう措置を取っているところというのが市町村名で御紹介があったのですが、全国の中ですと、こういう措置を取られているところはどちらかというとな少ないと私は認識しているのですが、何%ぐらいというようなことは把握していらっしゃいますでしょうか。

○柚木専務理事（全国農業会議所） すみません。全国的な調査はしておりませんので、今回は事例的に取り上げさせていただいたということです。

○池邊委員 どちらかといえばきちんと管理をしているところの良い事例を挙げていただいたという認識でよろしいでしょうか。

○ 柚木専務理事（全国農業会議所）　そういうことです。

○ 池邊委員　分かりました。それが確認できれば結構でございます。ありがとうございます。

○ 中井座長　ありがとうございます。

　内閣府の皆さんからは御質問はよろしいですか。

　ありがとうございました。

　それでは、全国農業会議所からの御説明はこれぐらいで、次の方に移らせていただきたいと思います。柚木専務理事、どうもありがとうございました。

○ 中井座長　それでは、続きまして、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、適正処理対策部、藤田部長より御説明をお願いいたします。恐縮ですが、10分程度の説明ということでお願いをしたいと思います。

　それでは、藤田部長、よろしくをお願いいたします。

○ 藤田部長（産業廃棄物処理事業振興財団）　よろしくをお願いいたします。ただいま御紹介いただきました、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、通称産廃振興財団の適正処理対策部の藤田でございます。よろしくをお願いいたします。

　それでは、これから当財団の事業概要と一部の支援事業について御説明いたします。今回、ヒアリングの対象になりましたけれども、当財団は産業廃棄物の適正処理等について管轄しておりますので、盛土については対象外ではあるのですが、当財団の事業等を説明させていただきます。

　パワーポイントの1ページをお願いします。こちらに当財団の事業概要を記載しておりますけれども、当財団は、平成4年12月に財団法人として設立し、平成24年4月に公益財団法人への移行認定を受けております。設立当初は、産業廃棄物の処理に係る特定施設整備の促進に関する法律第16条の指定法人として、債務保証事業をはじめとしまして助成事業や振興事業により、産業廃棄物処理業者の育成であるとか、排出事業者に対する情報提供等を行っております。

　また、平成10年7月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以下「廃棄物処理法」と言いますけれども、廃棄物処理法の第13条の12に基づく指定法人、産業廃棄物適正処理推進センターとしての指定を受け、適正処理推進事業により不法投棄・不適正処理による支障除去のための都道府県等への財政的な支援または産業廃棄物の処理や行政対応等に関する技術的支援等を行っております。

　2ページをお願いいたします。廃棄物処理法第13条の13には、第1号から第6号まで適正処理推進センターの業務が掲げられております。そのうちの赤で示しました第5項の業務が都道府県等が実施する支障除去等の行政代執行に対する支援事業でございます。

　3ページをお願いいたします。今回は、産業廃棄物適正処理推進センターの業務のうち、不法投棄・不適正処理事案に係る支援事業と、後ほど示します排出事業者等を対象とした啓発事業の講習会について御説明させていただきます。

廃棄物処理法の産業廃棄物不法投棄等原状回復事業、いわゆる4分の3支援事業、10分の7支援事業につきましては、現在、都道府県が実施いたします支障の除去の行政代執行に対して民間からの出捐金7分の4、国からの補助金7分の3の割合で造成された基金によりまして支援対象事業費の10分の7以内の支援を行っております。残りの10分の3が当該自治体の負担となっております。民間4、国3、当該自治体3という割合が原則で支援事業が行われます。

なお、平成24年度以前に支援決定された事案につきましては、民間からの出捐金が3分の2、国からの補助金が3分の1の割合で造成されました基金によって支援対象事業の4分の3以内の支援を行ってきました。残りの4分の1が当該自治体の負担となっております。

4ページをお願いします。都道府県等が実施する不法投棄の支障除去等につきましては、左の図、小さいですけれども、原因者等による支障の除去等が行われない場合に、行政代執行による支障の除去等を行うこととなり、財政支援として基金からの支援を行っております。基金による支援に係る審査の流れは右の図のとおりですが、都道府県からの支援要請が行われますと、適正処理推進センター事務局による事前の調査確認が行われて、現地調査や自治体ヒアリングの後、必要に応じて事前審査を実施して、本審査を経て支援決定となります。

平成11年から令和2年度末までに延べ108件に対しまして約57億5000万円の支援を行っております。なお、過去の当財団基金からの支援実績におきましては、廃棄物処理法において土の規制というのは行っておりませんので、本検討会において御検討されているような危険な盛土に伴う支障の除去等については支援対象とはなっておらず、支援の実績としてはございません。ただ、似たような話と申しますか、安定型処分場の周辺に残土処分場を設置され、安定型処分場の上部にも残土を盛り立てられたため、当該安定型処分場の不適正処理に対する支障の除去等事業の対策等の費用の一部を支援対象外とした事案はあります。これは当財団の基金からの支援は産業廃棄物に限ったものであるからです。また、廃棄物混じり土を完全に廃棄物と土砂に分別するのは困難と考えられております。

5ページをお願いいたします。また、環境省の受託業務の一つとして不法投棄等事案に対する技術的支援等業務を行っております。都道府県の要請によりまして、法律、財務、行政、技術の専門家から成る専門家支援チームを組織しまして現地に派遣し、助言等を行っております。平成15年度より令和2年度末までに延べ129事案について技術的助言を行っております。

6ページをお願いします。続きまして、7ページをお願いします。この6ページ、7ページにつきましては、行政が不法投棄等の支障除去等の事業を実施するための考え方を整理しております。詳細の説明は割愛させていただきますけれども、ここで皆様にお伝えしたいのは、一番下に赤で書いてございます支障除去等の行政代執行には膨大な労力と費用を要するため、未然防止対策の重要性の再認識と、もし事案が発生したときの早期発見・

拡大防止等の対策の重要性及び行為者・関与者等による原状回復の実施の重要性の再認識ということになります。

8ページをお願いします。参考までに、近年の基金からの支援事業につきまして、分布をお示ししております。後ほど御覧いただければと思います。

9ページをお願いします。廃棄物処理法支援事業のうち、硫酸ピッチの支援事業を除く事案の概要をまとめたものが当財団のホームページに記載されてございます。廃棄物処理法支援事業の事例集のページでございます。簡単な概要程度ですけれども、興味があられる方はぜひ御覧いただければと思います。

10ページをお願いします。未然防止の対策としましては、講習会の実施例を御案内させていただいておりますけれども、これは比較的小規模な建設業者等の排出事業者を対象とした講習会で、自治体が主体となって主催した100名以上の規模のものも過去に開催しております。一人親方とか、廃棄物処理法をなかなか知らないという方を集めた講習会も実施しております。

11ページをお願いいたします。先ほど御説明した講習会、産業廃棄物コースの概要をここに示しておりますけれども、ほかにも総合管理コースや残土・汚染土コースというのも開催しております、この内容を11ページと12ページに記載しました。詳しくは財団のホームページを御確認いただければと思います。

平成23年度より内容の充実を図りながら実施してまいりましたこの講習会が、本年度、令和3年度、リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰の国土交通大臣賞を受賞させていただきました。今後も皆様のお役に立てればと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、当財団の事業案内と適正処理推進事業の一部について御説明させていただきました。ありがとうございます。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほどと同様、まずは委員の皆様からの御質問等をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

大関委員、お願いいたします。

○大関委員 御説明ありがとうございました。

そんなに専門ではないので、全く勘違いな質問をしたら恐縮ですけれども、7ページ、行政代執行のところに書かれている支障除去等の事業が終了した後、管理とか行為者等への責任追及が実施されなければならないという話です。支障除去というのは、今回、盛土は含まれないみたいな御説明もあったかもしれないのですけれども、危険な盛土の場合に単純に代執行の範囲をどのように考えるのかということがあるのですが、安全に戻すところまでがこういう行為に入るのかということと、それを終わった後、ここに書かれている文章は、措置した行政側がしっかりとその後は管理もしなければいけないということの説明なのかというのを確認の意味で教えていただければと思います。

○中井座長 藤田部長、いかがでしょうか。

○藤田部長（産業廃棄物処理事業振興財団） ここに掲載させていただいているのはあくまでも産業廃棄物によって支障が生じたものということなので、盛土の場合と若干違うかとは思いますが、ここに書かせていただいたものは、廃棄物を全量撤去した場合というのはあまり代執行の後、問題が起きることは少ないのですが、どうしても多額の費用がかかるので、封じ込めという対策を取ることが多くなっております。そうすると、代執行を行って一旦支障の除去はできたのですが、何かのタイミングで支障が発生するおそれがあるので管理をし続けなければいけない場合がございます。それを行政がやるのか、土地の所有者がやるのかというところは事案によって異なりますので、一概に御説明できないところはあるのですが、そういう意味でいきますと、盛土ということで原状復旧をした盛土が適正な土で盛土し直された場合にどう管理するかということと、産業廃棄物による行政代執行はかなり違っていて、多分、原状復旧されるには違法な盛土ではなくて適正な管理された盛土ということになるかと思いますので、そちらの管理は定期的に行えばいいだけであって、産業廃棄物の不法投棄等による支障除去については、廃棄物を残置すれば、廃棄物が残っていることを踏まえてずっと管理をしていかなければいけないということになります。

説明になっているかどうか分かりませんが、以上です。

○大関委員 大体分かりました。ありがとうございます。

○中井座長 大関委員、よろしいですか。

○大関委員 大丈夫です。ついでにもう一つ聞いてもいいですか。

○中井座長 どうぞ。

○大関委員 これは1つ前の資料だったかもしれませんが、行政代執行に並行して刑事訴訟で告発するというところで罰則になっていたと思うのですが、その告発する主体としては、こういうケースは誰になるのですか。

○中井座長 藤田部長、いかがでしょうか。

○藤田部長（産業廃棄物処理事業振興財団） 告発するのは、行政代執行するということになりますと、御説明しておりませんでしたけれども、処理基準や保管基準に違反が認められて支障が生ずるおそれがある場合、行政が行為者に代わって行政代執行を行いますので、措置命令をかけて命令に従わなければ代執行するということなので、命令対象者を行政が告発するという形になります。

○大関委員 なるほど。ただ、これは刑事なので、ここにかかる費用を負担した分までは戻ってはこないということなのですか。

○藤田部長（産業廃棄物処理事業振興財団） 求償に関しましては、あくまでも命令をかけて代執行した部分について費用請求することになるかと思いますので、刑事告訴の部分が入るかどうかは、ちょっと私も専門ではありませんので申し訳ないです。

○大関委員 分かりました。ありがとうございます。

○中井座長 よろしいでしょうか。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

私から2つほど。1つ目は、いただいております資料の4ページに支援事業の流れというのでしょうか、基金による支援に係る審査の流れというのがあるのですが、これは都道府県等からの支援要請があってこの流れが始まると思うのですが、ここから支援決定するまで大体どれぐらいの期間がかかるのでしょうかというのが1つ目の質問です。いかがでしょうか。

○藤田部長（産業廃棄物処理事業振興財団） 大変難しい質問で、事案によって全然違うというのが現状でして、申請があってから二、三か月で支援決定までいったものもありますし、1年近くかかったものもあります。それは事案の規模もありますけれども、内容がなかなかはっきり整わないということでいろいろな書類を準備していただいたり検討したりということで長くかかるケースもございます。

○中井座長 分かりました。もう一つは、御説明の中でこの支援事業についてはあくまでも産業廃棄物の不法投棄等が対象なので、盛土のように基本的に土で、その中に産業廃棄物が混じっているというものについては今のところ支援の対象外になっておりますという御説明だったかと思うのですが、それでよろしいかどうかというのが1つ目の確認です。もしそうだとしたら、盛土に産廃の不法投棄物が含まれている場合が支援の外にあるというのは、法律とか政令のような法令でそのように決まっているのか、それともこの事業の運用のルールとしてそうなっているのかを教えてくださいませんか。

○藤田部長（産業廃棄物処理事業振興財団） 今の御質問につきましては、産業廃棄物が混じっているというところで、産業廃棄物について支障の除去を行いたいということであれば、内容によりますけれども、支援対象になる可能性はあるので、外という話ではなくて、中ではあるのですが、盛土の中にちょっと入っているけれども、それがどこにあるか分からないので、これを全部処分したいのだけれどもと言われると、それはちょっと対象にできないかなと感じております。

それから、先ほど産業廃棄物と土砂を完全に分離することは難しいのではないかという1行を加えさせていただいたのですが、大きな固まりで産業廃棄物があった場合、それは分別していただければ、それを処分するためというか、支障除去するために申出があれば協議できるかと思うのです。ただ、廃棄物混じり土でどこまでやれば、これは適正な土砂ですかと言われると、そこはちょっと我々も判断がつかないところがありまして、それが汚染されているかされていないかとか、廃棄物に由来するものなのかということによって支援対象にできるかできないかという判断をしなければいけないかなど。土壌が単純に汚染されているのであれば、土対法で対応していただくしかない部分もありますので、廃棄物に起因して汚染されているものがあるよということで対応するのかわからないのか、ケース・バイ・ケースで判断をしなければいけないと思っております。

○中井座長 今まで例えばそのようなケースはあったのでしょうか。

○藤田部長（産業廃棄物処理事業振興財団） 例えばドラム缶に入れられた廃油があって、

ドラム缶が腐食して若干漏れていると。ですから、土壌と一緒に30センチぐらいすき取って処分しますとかいうような話があります。ただ、その下の汚染土壌がどうかということころまでは対象にしていないですし、上にいっぱい覆土をかけられて盛ってあるのだけれども、この中の廃棄物を対象にしてほしいという部分については、今まで事案としてはなかったかと思います。先ほどの安定型処分場のは完全に処分場の上に残土を盛られてしまったので、その部分に係る費用は対象外だよというやりとりをさせていただいたと記憶しております。

○中井座長 どうもありがとうございます。

委員の皆さん、まだ少し質問の時間がありますけれども、いかがでしょうか。

内田委員、お願いいたします。

○内田委員 よろしく申し上げます。御説明ありがとうございました。

専門家の支援の御説明があったかと思うのですが、それについて教えていただければと思います。これは前の支援事業とセットで行われているものなののでしょうか。

○藤田部長 専門家の支援といいますのは、毎年環境省様から委託を受けている受託業務ですので、セットということではないですが、自治体の方がこの事案をどうさばいていこうか、どう整理していこうかと悩まれたときに、経験豊かな専門家を派遣して、こういうふうに調査したり、行為者との調査やいろいろな事案の整理をするとうまく進んでいくのではないかということで、その後に基金による支援を求められたこともありますし、反対に、専門家が助言をして行政代執行せずにある程度片づきましたというものもありますので、セットというわけではございません。

○内田委員 専門家が支援をする事案というのは、要請がいっぱいある中で、これは複雑そうなので支援が必要そうだろうというのを抽出されているのですか。

○藤田部長（産業廃棄物処理事業振興財団） これは毎年、年に2回、廃掃法の都道府県・政令市が今年度は129ございますけれども、そこに当財団のほうから専門家を派遣する要請があるのであれば応募してくださいと募って、応募があったものを環境省の担当官と協議して、例えば今年度5件なのですけれども、10件あったら10件のうちから5件を抽出することなののですが、今のところまだ5件のうち4件ぐらいしか応募がないので、応募が来れば、内容は大丈夫か確認をした上で専門家を派遣するという形を取っております。

○内田委員 分かりました。もう一つ、専門家の方というのは常時確保されているのですか。

○藤田部長（産業廃棄物処理事業振興財団） 今のところ、数は少ないのですけれども、法律の関係で弁護士の先生は平成15年からずっと当財団の専門家として助言していただいていますし、財務ですとか行政の方も結構経験年数が高いということで8名ほど、確保と言ったら失礼ですけれども、毎年委員委嘱をさせていただいて、やっておるということです。

○内田委員 分かりました。ありがとうございます。

○中井座長 どうもありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがですか。

では、柚木委員、どうぞ。

○柚木委員 御説明ありがとうございました。

1点なのですが、原状回復の支援事業の民間の基金造成ですが、どういう方々が基金を拠出しているのか、教えていただければありがたいのですが。

○藤田部長（産業廃棄物処理事業振興財団） 実は、平成27年までは産業界、経団連様を中心として建設業界さんと産業廃棄物の処理業界さん、排出事業者という観点から経団連様から拠出をいただいていたのですが、平成27年の検討会でマニフェスト頒布団体等ということで、マニフェストを頒布されているところからある一定額ということで環境省のほうから依頼をされまして、拠出をいただいていると。昨年度、令和2年度に改めて見直しの検討会をやりましたときに、民間からの拠出金が若干不足しているので、環境省さんからも少し強いろいろな団体に声をかけるということで、今年度は現在で十五、六団体、マニフェスト頒布団体以外に拠出を申し出ていただいているような状況でございます。

○柚木委員 ありがとうございます。

○中井座長 もう一問ぐらいかなと思いますが、いかがでしょうか。

内閣府の皆さんからは何かございませんか。よろしいですか。

それでは、質問も尽きたようでございますので、ここで藤田部長の御説明は終わりにさせていただきます、次に移りたいと思います。

藤田部長、本日はどうもありがとうございました。

○藤田部長（産業廃棄物処理事業振興財団） どうもありがとうございます。失礼いたします。

○中井座長 それでは、続いては、全国建設業協会様となります。少し準備をするまでお待ちいただければと思います。

それでは、続いては、一般社団法人全国建設業協会、巖事業部長より御説明をお願いいたします。恐縮ですが、10分程度で御説明をよろしく願いいたします。

○巖事業部長（全国建設業協会） それでは、説明させていただきます。

本日は、建設業における残土処分の対応についてということで意見を述べさせていただく機会を御用意いただきまして、ありがとうございます。

初めに、1ページめくっていただきまして、私たちの組織について御説明をしたいと思います。

全国建設業協会ということでございますけれども、北は北海道から南は沖縄まで、下に赤いラインで書いてありますが、47都道府県にわたって約2万社の総合建設企業が地域ごとにそれぞれ団体を組織しておりまして、これらの地域建設業団体をまとめているのが全国建設業協会というふうになってございます。

次のページをめくっていただきますと、実際に私どもの協会の会員企業といたしまして

は、主として土木一式工事及び建築一式工事業を営む総合建設企業で構成されております。構成といたしましては、施工高・技術力が国際的水準においても高位にある大手企業さんから中堅・中小企業にわたっております。

下の絵を見ていただくと分かりますが、会員企業の約4分の3が1000万から5000万ということで中小が会員としては結構多いのですけれども、全国にわたっての組織になってございます。

ここで言っている総合建設企業でございますけれども、平時は建設業を営んでおるわけでございますが、ひとたび災害が起こりますと、都道府県の建設業協会と地方公共団体が災害協定を実は結んでございます。その協定に基づきまして災害現場に駆けつけまして、24時間体制で堤防を直したり、道路を啓開したり、崖崩れの土砂を取り除くなど、地域の守りとしての役割を別途持っております。これは各都道府県の建設業協会と地方公共団体との関係でそうなっております。

次のページをお願いいたします。ここから建設業の請負形態についてということで説明をしたいと思っております。一般的な建設工事は、元請会社が建築・土木工事を一式で発注者から直接請け負い、工事全体の取りまとめを行います。実際の施工は下請の会社が行ってございます。下の絵を見ていただきますと、発注者としては開発者の不動産とか組合、事業者としても例えば公共とか民間がございまして、そういう工事を一括で工事請負として請け負う元請が総合建設会社ということで、一般にはゼネコンと言われている会社でございます。今は1つしか書いてございませぬけれども、それぞれの専門業者がございまして、土工事が専門の方とか、型枠とか鉄筋とか、それぞれが契約を結びまして工事を行っていただいている。実際には、またその下請として土工事業者とか土砂運搬、盛土、切土とか、このようなことをやるもう一つ下の会社もありまして、重層構造で建設業の場合には行っているという現状がございまして。

次のページをお願いします。今回、建設業における残土処理の対応についてということで、現状について説明をしたいと思っております。

建設業における残土処分の現状ということで、残土処分という言葉は伝えておりますけれども、米印をつけておりますが、ここで言う「処分」とは、盛土造成などでの活用などの有効利用も含んでございまして、確認をよろしくお願ひしたいと思っております。

1ポツ目が公共工事でございますけれども、処分先を指定されるケースが多くございます。残土処分量や期日について、内容変更も含めて発注者に報告しており、残土についての管理がなされております。ひとたび条件が変わりまして処分地や数量が変更となった場合は、発注者との設計変更により費用が精算される仕組みができてございます。

それに対しまして、もう一つ、民間工事の場合でございます。処分先を指定されないケースが多いということで、工事発注時に残土処分場の指定がない場合が多く、この場合には残土発生がこのぐらいだろうと予測をしまして、下請業者の提案した処分先に搬出するケースが多くございます。元請業者では、処分地につきましては現地確認を行い、許

可証があるかということで許可の控え等の提出を求めるといったような対応を行ってございます。残土の処分地や数量が変更になった場合には、民間工事では精算してもらえないケースがございます。

全国建設業協会といたしましては、会員企業に対して法令を遵守した適切な対応を取るよう、常日頃から働きかけを行ってございます。今回確認した企業につきましても、法規制にのっとりまして適切な残土処分を行っているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。残土処分場に関する課題ということで、前述のとおり公共工事では発注時におおむね処分場が指定されており、指定されていない場合でも設計変更を行うため、特段の問題は顕著化してございませんが、民間工事では処分場が指定されていない場合が多く、残土の管理や処分は元請業者に委ねられている状況でございます。

残土の適正処分の推進には発注者の理解と協力が必要と考えてございます。

2 ポツ目、確認した企業の民間工事では、地域によっては残土処分場の不足があり、不足状況については地域間で格差があるということ聞いてございます。残土発生量や処分場の数や数量の地域差が結構大きいのではないかとございます。

次のページをお願いいたします。3. 課題に対する改善提案ということで、先ほど2で言いました課題の発注者の理解というところでございますが、残土処分費が工事費の中で調整できる部分の大きな割合を占めている可能性があるということで、適正な残土処分を促進するためには、実態に合わせた適切な費用負担が必要ではないかと提案してございます。

その下、残土処分場の不足に対して3点ほど提案をさせていただいております。1つ目が、全国各地における民間の残土処分場を含めた盛土造成地を調査し、実態を把握することも必要ではないかということ。

2 ポツ目では、一部の地方公共団体では、原則非公開の民間残土処分場リストを所持していると聞いておりますので、このようリストが公開されれば、民間工事における適正な処理に資することができるのではないかと考えてございます。

3つ目として、残土処分については官民間問わず重要な課題であり、一例でございますけれども、公共事業として残土処分場の整備などをすることが考えられないかということを書かせていただきました。

次のページをお願いいたします。変わりました、盛土造成や残土最終処分地の設置や安全確保のためにということで、ここでは3点ほど述べさせていただいております。

1つ目が、下流に民家がある等の急傾斜地の盛土には、排水設備や擁壁等の安全措置の義務化が必要ではないか。

2 ポツ目でございますけれども、急傾斜地などに造成地や残土処分地を設置する場合、その管理者（所有者、管理主体等）による維持管理の義務を明確にし、経年変化等による対応を取れる仕組みが必要ではないかと言っております。

最後に開発者（事業者・計画主体、及び工事発注者）に、残土の適正処分をきちんとや

りなさいという意識と、そのためには応分の費用がかかることも理解されることが必要ではないかと述べさせていただいております。

資料の最後でございます。③としまして、建設業者による残土処分場運営の事例ということで、ヒアリングの前に建設業としてないのかということをお問われて探したのですけれども、建設業者自らが残土処分地を設定、運営しているケースは極めて少ないことが分かりましたが、処分場を持つ業者が確認できましたので、その事例について紹介したいと考えております。

1. 残土処分場の概要といたしましては、砂利採取場跡地を利用した約60万立米の残土処分場をほかの地元建設業者と共同で整備、運営しているということ。6年前に事業を開始し、現在は半分ほど埋まっている状況。3ポツ目として、搬入者には残土の履歴提出を求めて、それを地方公共団体に提出しているという内容になってございます。

その下では、残土処分場運営に当たっての手續について書かせていただいておりますけれども、最初に計画を作成しまして、のり面の整形計画や構造計画、雨水排水計画、運搬経路についての計画をしてございます。2番目としては事前説明会の開催ということで、近隣住民や各種団体への説明、書面による合意を得てございます。3番目でそれを受けまして許可申請ということで、行政等による現地立会いを受けるといことと、許可申請書類を添付してございます。4番目で許可ということで、開始届と標識を設置する。そして5番目では、残土受入れとございますけれども、土壌検査報告並びに受入状況を行政の首長宛てに提出してございます。このように法令に基づいた順番に手順を踏んで運営していると聞いてございます。

全建からの説明は以上でございます。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、こちらのほうも質問等に移らせていただければと思います。委員の皆さん、まずは御質問、いかがでしょうか。

大関委員、お願いいたします。

○大関委員 御説明ありがとうございます。

7ページ目の改善提案というところなのですけれども、2つあって、1つ目は実態に合わせた適切な費用負担が必要ではないかという意味は、実態に合っていないということをおっしゃるのかなと思うのですけれども、具体的にどういうことかというのを教えていただければと思います。5ページ目に後で変更になるケースもあるからということなのかなと思いますけれども、それ以外とかあれば教えていただけますか。

2つ目は、非公開の民間の残土処理場リストがあるということなのですが、これは元請会社がそれを把握できるとより効率的になるという趣旨で書いていらっしゃるのでしょうか。最終的に廃棄する下請、4ページ目に書いてあった下請の方々も知らないのです。そういうリストが公開されれば良いというような御提案なのではないでしょうか。2点ほど教えていただければと思います。

○中井座長 巖部長、よろしくお願ひいたします。

○岡村（全国建設業協会） 全建の会員会社として説明させていただきます。1つ目の処分費、実態に合わせた適切な費用負担が必要だということにつきましては、おっしゃられたように、数量が大きく変わったときに、公共の発注者の場合は設計変更を当分見てもらえるということがございますけれども、民間発注者の場合は一括で契約していることが多く設計変更を見てもらえないということが非常に多々ありますので、その辺り、適切な費用を発注者側にも負担いただけることが望ましいという意味で記載をさせていただいております。

2つ目のリストにつきましては、元請企業が処分先を探すのに非常に困っているような都道府県が地域によってはあるということで、こういったリストを公開していただければ、元請が処分先を探すのに非常に楽になるという意味で書かせていただきました。

○中井座長 大関委員、よろしいでしょうか。

○大関委員 リストは、そういう意味では下請業者は知っているということなのですか。

○岡村（全国建設業協会） 恐らくですけれども、非公開なので、下請業者さんもリストの内容は知らないのではないかなど、思われます。

○大関委員 リストは知らないけれども、でも、廃棄する場所は知っていないと受けられないので、何個かは知っているということですか。

○岡村（全国建設業協会） リストの内容を知らないということであって、もちろん残土の処分先というものは独自に把握されていると思います。

○大関委員 分かりました。ありがとうございます。

○中井座長 ありがとうございます。

では、池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 池邊でございます。

今の質問にも関係するのですが、やはり残土の処分費用が適正に請求できないという点ですが、正規にきちんとした処理ができないということは多々あることだと思います。先ほど公共の場合には、変わった場合に積算上変更して請求できるというお話だったので、積算上はそれで足りている、必要な費用がちゃんと見られているのかどうかという質問が1つと、それから、その場合に、最近ですと、例えばガソリン費用が上がったりとか、そのようなことも十分考えられて、長距離になればなるほどその費用も上がったりしてくると思うのですが、そういう部分も含めて、例えば1回置いて、それをずっと何年かとか、あるいは数か月置いておくという、その維持管理費も含めて請求できているのかどうかという点について御質問させていただきたいと思います。公共の場合と、維持管理費用については公共でできているのかどうかということも含めてお答えしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○巖事業部長（全国建設業協会） 多少ずれてしまうかもしれませんが、公共の場合ですと、結構有効利用というところがはっきりしておりまして、捨て場とかそういうと

ころが実は決まっています、そこで次に別の公共の仕事を持っていくとかいう。

○池邊委員 造成に使うとかという。

○巖事業部長（全国建設業協会） はい。そういうふうにできてございます。ただ、たまに持ち込んだ土が合わないとか、粘性土が多いとかいうことで、そこで合わない場合に別のところに持っていく場合でも、その適切な説明がありますときちんと見ていただけると。ところが、民間の場合ですと、一式で請け負っておりますので、当初想定した場所でこのぐらいの量ということでやっておるわけですが、実際に条件が整わないとか、捨てる場所が実はもう埋まってしまっていて行けなくて遠くになってしまうとかした場合には、同じ請負契約の中で自助努力で処理をしていかななくてはいけないというような実態でございます。

○池邊委員 今、一括だとか一式で見積もられているというお話でしたが、その場合に運送費用などにおけるガソリンとかそういう費用の部分はあまり見られていないと私は想定するのですけれども、実態としてはいかがなのでしょう。輸送コストについて。

○原（全国建設業協会） 回答させていただきますけれども、輸送コストについても、契約するとき、一般的には元請から協力業者さんのほうに一括とか、数量と単価で、例えば1立米幾らという状態で契約することが多いものですから、その中にガソリンの単価も含まれているという状態になっています。なので、そこで値段が上がったとしても、単価のほうについては基本的には変わらない。

ただ、よっぽどのものすごく上がった場合については、元請としても発注者にコストの増を求めたりというのはあるのですけれども、多少のものであれば、その請負の範囲の中でのみ込むという状態になっております。

○池邊委員 そうですね。のみ込まなければいけないのが実態ということですね。分かりました。どうもありがとうございます。

○中井座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

それでは、私からちょっと一般的なお話なのですけれども、4ページに建設業の請負形態という説明がありまして、これ自体は私ももちろん存じ上げているのですけれども、まず、2つお伺いしたいのですが、1つ目は、全国建設業協会の会員さんというのは、一番下のほうの下請とか、この辺りの会社も協会の会員なのでしょう。あるいは協会の会員は大体この辺りまでですというのがあるのでしょうか。

○巖事業部長（全国建設業協会） 基本的には、全建の会員は元請の会員がほとんどだと理解しております。

○中井座長 そうすると、例えばこの専門工事会社だったり、あるいは土工事業者というのは協会員ではないという。

○巖事業部長（全国建設業協会） そうですね。

○中井座長 2つ目は、これも一般的な質問ということでお聞きいただきたいのですけれども、施工のところで何か不適切なことがあった場合には、これは元請、下請、あるいは

本当にそれを施工した事業者と、基本的に責任はどこにあって、誰がどういう責任を取るというようなことが決められているのか、あるいは個別の契約の中でそういうことが処理されているのか、その辺りはいかがでしょうか。

○岡村（全国建設業協会） 下請が故意かどうか分かりませんが違法な行為をしてしまった場合でも、契約上は元請責任がございますので、元請会社が責任を取るということになると思われます。

○中井座長 ありがとうございます。

ほかに質問はございませんか。内閣府の皆さんや、あるいはオンラインで国交省の皆さん、農水省の皆さん、いろいろなところの皆さんが入られているようですけれども、もし御発言あるいは御質問がありましたら、チャットに御所属と質問ありというふうに入れていただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、柚木委員、どうぞ。

○柚木委員 御説明ありがとうございます。

残土処分場の運営の事例というところなのですけれども、この中で搬入者には残土の履歴の提出を求めるとか、あと、残土を受け入れて土壌検査報告というのがあるのですけれども、この辺りのところは搬入業者の方、一般的にこれはすぐできる話なのか、かなり負担もあるのか、その辺のことがもし分かれば教えてもらいたいののですけれども。

○岡村（全国建設業協会） これは事例として書かせていただいておりますけれども、残土処分の受入れ自体をやっている建設会社は非常にまれということで、たまたま見つけた業者さんにお聞きしたので、それがどの程度の負担になっているかというところまではお聞きできておりません。

○中井座長 ほかはいかがでしょうか。

大関委員から御質問があるようです。よろしくどうぞ。

○大関委員 たびたびすみません。簡単な質問で、7ページ目に残土処分の整備とか実態把握も必要ということが書いてあったのですけれども、そもそも残土処分場は足りていないということなのでしょうか。教えていただければと思います。

○中井座長 いかがでしょうか。

○岡村（全国建設業協会） 全体的な話で申し上げることは難しいのですが、各都道府県の建設業協会さんに聞くと、地域差がかなりありまして、足りているという県もございませし、全く足りていない、非常に逼迫しているという県もあるということで、それが全国的にどうなのかというところまでは把握できておりません。

○大関委員 承知しました。ありがとうございます。

○中井座長 把握できていないこと自体が課題なのかもしれないですね。これは建設業協会さんというよりは、どこが把握するかということも含めての問題なのかなと思います。

追加的な質問なのですが、逼迫しているところはやはり遠くまで運んでいかないといけないことになるので、それだけコストもかかるという理解でよろしいですか。

○岡村（全国建設業協会）　そうですね。コストがかかったり、探すのに非常に時間がかかり事業が遅れたりとか、そういったことが発生していると聞いています。

○中井座長　ありがとうございます。

　執印委員、お待たせしました。どうぞ。

○執印委員　簡単なことなのですけれども、5ページ目に民間工事の場合には処分地や数量が変更になった場合には精算してもらえないケースがあるとございますけれども、これは基本的に民間の場合は数量の多寡にかかわらず、それが大部分なのかどうかという確認なのですけれども、何か条件があるのですか。精算してもらえる場合もあるわけですね。それは処分地の問題とか何かあるのでしょうかけれども、その辺りはどうなのでしょう。ちょっと一般的な話で申し訳ないです。

○中井座長　お答えできますか。

○原（全国建設業協会）　建築の民間工事としては、ほとんどの場合が精算してもらえない場合が多いと思います。例えば着工の時期が大分ずれて、予定していた残土の搬入先が変わってしまったと、それによって物すごく金額が変わった場合などは交渉の余地があるのかもしれないですけれども、そういう特別な要素がない場合はほとんどが精算してもらえない場合になると思います。あとはもっと特殊な要因ですね。例えば汚染土が出たとか、そういう要因があれば精算の対象になると思うのですけれども、ほぼほぼ精算してもらえないケースになると思います。

○執印委員　そうすると、数量が大きく変わるときにはひょっとしたら可能性はあるけれども、基本的に一括だからバッファーの中で調整してくださいという考えがあるのですか。ちょっとそれがどうなのか分かりませんが。

○原（全国建設業協会）　そうですね。おっしゃるとおり、契約した中で、数量とかも積算するのはもちろん元請のほうでしている状態で、例えば指定数量とかになっていない限りは、見積もりをした元請のゼネコンとかが責任を持つという状態になっています。

○執印委員　ありがとうございました。

○中井座長　ありがとうございます。

　ほかはいかがでしょうか。あと1問ぐらいは受けられるかと思いますが、よろしいでしょうか。

　それでは、全国建設業協会の皆さん、御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

　それでは、続いてのヒアリングに参りたいと思います。続きましては、一般社団法人日本林業経営者協会様でございます。少し準備が整うまでお待ちいただければと思います。

　それでは、一般社団法人日本林業経営者協会、池田専務理事においでいただきしております。御説明をよろしく願いいたします。恐縮ですが、10分程度でお願いいたします。

○池田専務理事（日本林業経営者協会）　御紹介いただきました日本林業経営者協会の池田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

私どもの協会は、持続可能で環境保全に配慮された森林の管理・経営を推進しまして、林業の発展、農山村の活性化に寄与することを目的として活動している団体でございます。森林政策等への提言ですとか調査研究、経営講座の開催、季刊誌の発行などの活動を行っております。昭和16年に国による森林の強制伐採が実施されたときに、全国の林業経営者有志が創設した中央林業懇話会を母体としておりまして、昭和37年には社団法人となり、平成24年から一般社団法人という形で今日に至っています。会員の多くは比較的大規模な森林を持っている所有者の方で個人及び法人で構成されています。

森林への盛土実施の基本的な状況ということで、当協会の会員の所有森林について書いてありますけれども、当協会の会員が所有する森林では、木材生産のみならず森林の持つ多様な機能が持続的に発揮できるように経営されておりました。残土処理等の要請があっても、基本的に林業経営上必要な土地につきましては同意していないことが多いと聞いております。ただ、公共事業等で発生した残土等、ほかに適地がない場合には林業経営に支障のない土地について同意することがあるということでございます。その場合には、調整柵や調整池を設置するなど水の管理を適切に実施してもらうほか、1年間の残土の堆積量が多くならないように調整してもらうなどの働きかけを行っております。

残土処理場として土地を提供する場合、基本的に貸付契約を結んで、土地の管理責任は全面的に残土処分事業者の責任で行ってもらっています。

今のところ、当協会の会員の森林で残土処分に係る不適正な事案が発生しているという話を私は聞いておりませんが、周辺の林業を諦めた方ですとか、あるいは林業経営を目的としていない所有者の方の森林では、残土処分場となって不適切な利用実態も散見されるといった状況でございます。このような現状を踏まえて次の話をさせていただきます。

次のスライドを見てください。これは当協会の会員の山でございます。比較的林齢の高いヒノキの人工林ですけれども、間伐が適切に実施されておりました。林内に太陽の光が届き、下層植生が繁茂して地表を覆っています。このような森林になりますと、雨水による浸蝕が発生しにくくなりまして、生物多様性に富んだ理想的な形の森林ということでございます。また、真ん中に林道が走っておりますけれども、これも地形に沿って開設されておりました。切土面ののり高が低く、壊れにくい構造になっております。

次のスライドをお願いします。残土処分場や土砂一時仮置き場等としての森林の利用状況ということでございます。先ほど申し上げたとおり、当協会の会員のように林業経営を続けている場合には、林業の適地では基本的に残土処分場としての利用に同意することはないというのが一般ですが、あまり林業用に使っていない土地ですとか、林業経営上支障のない土地については、自治体からの要請があれば公共残土等の処分場として対応しているということでございます。

一方で、林業を取り巻く厳しい経営状況から林業経営意欲を失った所有者も多くいます。あるいは、そもそも林業をやる目的でない所有者の方の場合は、道路等が入り、アクセスのよい場所では、そういった残土処分場になっている例もあると伺っています。

2番目の、森林を処分場として利用することについての考え方でございますが、森林は、林業経営の場というだけではなくて、自然災害の防止、水源の涵養等の様々な公益的な役割を果たしております。安易に残土処分場として利用されるようなことになれば、これらの機能の発揮を妨げたり、場合によっては災害を助長することにもなりかねません。地域の土地利用の状況等から、やむを得ず森林を残土処分場として利用されるというのは否定できるものではありませんけれども、その場合であっても森林の果たしている様々な機能の維持の問題ですとか、処分場そのものの安全性の問題について慎重に検討する必要があります。特に森林の多くは傾斜地でありますので、そういった立地条件等を加味して慎重に検討されるべきものと考えております。

3番目の不適切な処分事案の実態についてですけれども、森林はそもそも山の中ですので、ほかの土地と比べて人目につきにくいということがありますし、また、森林所有者、地域住民による監視もなかなか難しいことが多いのが現状です。こうした中で、安全性を考慮しない残土処分ですとか、また、コンクリートなどの産業廃棄物が混入されているような例が散見されるという状況です。

次のスライドをお願いします。これは悪い例だと思うのですが、上の写真はのり面の排水処理が不十分で洗掘された盛土の例です。

下の写真は、盛土された斜面の整備ですとか排水処理が不適切で土砂の流出が発生している例です。盛土の安全性を確保するための土木的な工法の実施は当然のことですけれども、廃棄物の分別処理を事前に確実に行うことが必要だと考えています。そのためには関係する事業者の団体等が自ら盛土の適切な処理について指導を徹底すること、それから、自治体等による衛星写真の活用と現地調査を的確に行って残土処分事業者の監視体制を強化することが必要だと考えております。

次のスライドをお願いします。森林における残土処分地の安全確保のために必要と考えるのですが、残土処分の立地や規模によってこれは異なるのですが、森林の特性を踏まえすと、次の3点のことが言えるのではないかと考えております。

まず1つは、森林内では溪流沿いですとか斜面に湧水が発生している箇所がたくさんあります。また、雨が降った後だけ湧水が発生する場合もありまして、この水の処理については、慎重の上にも慎重に取り扱うことが必要と考えております。

次に、森林内に過去に発生した崩壊地ですとか地滑り地形等の軟弱な地盤が多数あります。崩壊等を誘発する可能性もありますので、山の地形をきちんと把握することが必要と考えています。特に土石流等の危険性がある地域に盛土することは災害の発生を助長する可能性が高いと考えております。

また、盛土の浸蝕や残土の中に産業廃棄物が混じった場合には、水源地となる森林ですから水質を悪化させるということも懸念されます。このため、森林内で残土処分場を設置する場合、排水施設の整備、斜面の緑化等により浸食や崩壊を防止すること、それから、地形・地質の面から慎重に検討することが必要だということだと思っております。

また、谷を埋めて残土処理場にする場合、時間の経過とともに湧水の影響を受けて、豪雨が引き金となって崩落する危険性もありますから、行った事業者は継続的に残土処分場の管理ができる社会的責任能力が必要だと考えております。

これらの安全確保が必要な規制の整備ですとか、規制内容を確実に運用できる行政機関の体制もしっかり確保することが重要だと考えております。

次のスライドをお願いします。盛土等の行為規制のあり方を見直すに当たっての林業経営の観点からの留意すべき点なのですけれども、林業経営におきましては、木材生産を効率的に行うために、多くの現場で高性能林業機械を活用した間伐とか主伐が行われております。

次のスライド7ですけれども、参考3という上の写真ですが、これは伐採した丸太をトラックに積んで林道上を走行している写真です。

それから、その下の写真は伐採作業を行うために林業機械が走行する作業道の写真です。このように山から効率的に丸太を搬出するためには、トラックの走れるような林道と林業機械が立木の伐採とか、伐採した丸太を集めるための作業道を組み合わせた林内路網を整備しております。

次のスライドですけれども、左上の写真が作業道上で立木を伐採して丸太にするために玉切りを行っている写真です。この手前の機械がフォワードという機械でして、これは伐採して一定の長さに切られた丸太を積んで、それを土場まで運ぶ機械です。

その奥に見えるオレンジ色の機械はプロセッサという機械でして、伐採された立木を一定の長さに切りそろえる機械です。

右上の写真はその作業道を開設している写真です。こういった作業道の整備を行う際は、現地の地形・地質に十分配慮しながら、できるだけ切土、盛土が小さくなるように道を造っていくのですけれども、どうしても盛土箇所は発生する場合がございます。左下の写真は土場といって、トラックに積み込むための丸太を集積する広場みたいなものです。このような土場を作業道の整備で一体的に発生する残土を盛土して造成したり、逆に斜面を削って少し広がった部分を土場として利用するというのが林業の作業をやっていく上での普通のやり方でございます。

通常、作業道の整備に当たりましては、あらかじめ林地の傾斜等を踏まえた線形を検討しますが、詳細な図面まで作成するものではなくて、現地での地形・地質の状況を見ながら道を開けていくというのが一般的なやり方です。また、作業道の整備は立木の伐採作業を一体的に行うことが多くて、伐採や保育作業と同じ森林施業の一環と考えていただきたいと思います。

これを林業事業を含む一般の公共事業のように測量とか設計、検査を前提として、こういった行為を認めていくのと同じように扱われることになると、森林施業を行う上でいろいろと支障が出てくることになりまして、効率的に林業経営を実施することがますます困難になります。規制の在り方の検討に当たりましては、このような林業経営の特性に

ついて十分御配慮いただきたいと思っております。

次のスライドをお願いします。最後に、建設残土を扱う事業者に対してどのように考えるかということですが、これも繰り返しになりますが、森林内で残土処分場を設置する場合、人目につかないことが多く、産業廃棄物などが混入される恐れが高いと思っております。このような事態を防ぐためには、あらかじめ悪質な事業者を排除する仕組みですとか悪質な行為を行った事業者を追跡できる仕組みが重要と思っております。

残土処分が適切に行われるためには、残土を持ち込む事業者と受け入れる森林所有者が社会的責任を自覚していることが非常に重要と思っております。残土処理の実施状況等の監視体制を充実させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を受けまして、御質問等ございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。まずは委員の皆様からと思いますが、どなたか。

それでは、執印委員、お願いいたします。

○執印委員 ありがとうございます。大変勉強になりました。

まず1つ確認ですが、やはり森林の中では基本的に残土処理は設けないのがまず大方針という確認ですよね。どうしてもやむを得ない場合にと、そのスタンスで経営されているのが協会さんのあれだと思いますけれども、ただ、実態として、大規模な経営、よくあるところだといえるのですが、そうではないところでは、一般的な話で申し訳ないですが、残土処理の部分が少し増えている。地域差にもよるのでしょうか、ちょっと目立つようになってきたのか、それは実際の経営とかを見ている中でどういうふうにお感じかというのを確認したいのですが、それが1点です。

○池田専務理事（日本林業経営者協会） ありがとうございます。

林業経営に専門的に取り組んでいるような方の山の場合は、基本的に残土処理等に森林を使われては経営基盤がなくなってしまうからお断りしているというのが通例です。ただ、たくさん森林を持っていますと、林業に使えないような、急な窪地みたいなところがあったり、飛び地みたいなところがあったり、そういったあまり効率的に施業できないような場合は、例えば自治体から要請があればそれに対応して、そういう窪地みたいなところを埋めて、土場とか、車両置き場とか、そういったものに活用できる場合もありますので、そういったことで対応していることはいろいろあると聞いています。

ただ、基本的には林業をきちんとやっている方はそのような森林を提供することは少ないと思いますが、ただ、周辺の森林所有者でそもそも林業経営を諦めた方とか、やっていないような方の場合は、ある程度の面積を持っている方は、残土処分場として提供している方もいらっしゃると思っております。

○執印委員 ありがとうございます。

あともう一つ、5ページ目の森林における残処分地の安全確保のために必要と考えるこ

とというスライドがございますけれども、(2)の上記を踏まえた対応というところで、確認ですけれども、「谷部を埋める場合、事業者は」というところの「事業者」とはどこに責任の所在があるか。ちょっと難しいと思いますけれども、それを持っている土地の人なのか、あるいは埋める業者が継続的という、その継続的の意味がどれくらいの期間とか、その辺りはどのようなイメージをお持ちなのでしょうか。その辺りの確認です。

○池田専務理事（日本林業経営者協会） 基本的には事業者を想定してこういうことを書いたのですが、要は、処分した後もいつ災害に結びつくような状態に変質するか分かりませんので、その土地に対する責任というか、そういったものを持っている方でないと適切ではないのではないかと考えております。

期間としては、貸付契約期間は当然のことですけれども、その後も何かあったときにはすぐ適切な対応を取ってもらうような責任感を持った人でないといけないのではないかなということで、このような書き方をしております。

○中井座長 執印委員、よろしいですか。

○執印委員 ありがとうございます。結構でございます。

○中井座長 関連して私から1つ御質問なのですけれども、林業経営をされていない、例えば相続で森林を受け継いだ方とかだと思のですが、残土処分場にするときには借地というような形になるのでしょうか。一般論としてお伺いしているのですけれども、どんな形でやられるか、もし御存じでしたら教えていただきたいのですが。

○池田専務理事（日本林業経営者協会） 私が聞いている関係者の話では、基本的に借地ですね。その部分の土地を売り払うというのもあるかとは思いますが、基本的に借地として提供し、その後、平たんにならしてもらって車両置き場だとか丸太を積む場所とか、そういうふうにご利用できるような状態で返してもらうというのが一般だと思います。

○中井座長 分かりました。

それでは、大関委員、まずお願いいたします。

○大関委員 御説明ありがとうございます。

質問は、法規制との関係なのですけれども、林地開発許可の関係を教えていただければと思っております、4ページ目とかの不適切な処分事案の実態みたいなものが幾つかあったのですが、これは林地開発許可とかがかかっている許可は取っているけれども、うまくやっていなかったケースなのか、そもそもそういうものに何もかかかっていなくて、気づかないで残土されたというケースなのかを教えていただければと思います。

○池田専務理事（日本林業経営者協会） ここに出したものは、林発許可を取っていなかった事案だと聞いています。

○大関委員 それは、そもそも対象ではなかったからなのですか。それとも、対象だったけれどもちゃんと許可を申請していかなかったのか。

○池田専務理事（日本林業経営者協会） すみません。そこまで詳しいことは、関係者からもらったものですから、私自身が現地に行って確認しているわけでもないのだから

いのですけれども、基本的に不適切な事案ということでこのような状態になっているものでございます。これについては、その後、地元自治体が対応しているということでございます。

○大関委員 分かりました。基本的にはそういう規制対象とか基準みたいなものが不足しているということがあるかについて、もしお答えできるのだったら教えていただきたいのですけれども。

○池田専務理事（日本林業経営者協会） そのような形で許可を取らないでこういう残土処理されている例もレアではないと思っていますので、そこはやはり行政がしっかり監視していく必要があると思っています。

○大関委員 範囲というよりは、そういう監視とか、ちゃんと申請をしていますかみたいなところのほうが重要だということでしょうか。

○池田専務理事（日本林業経営者協会） そうですね。そう思います。日頃から山の管理を地域でしっかり監視していくような体制、森林が伐採されていれば、何でここは切られたのだとか、そういうのを管理監督していくような体制の強化が必要かなと思っています。

○大関委員 分かりました。ありがとうございます。

○中井座長 では、池邊委員、お願いします。

○池邊委員 御説明ありがとうございます。今の大関委員の御質問とも関係するのですが、林業の場合には、1ヘクタールというのが1つの最小単位になっていて、先ほど規制の整備というところに、そういう面積をもう少し小さくするというのも含まれているのかどうかということをお聞きしたいと思います。1ヘクタールだと規制はできないということは、30年ほど前の高度経済成長期にいろいろな建設残土が捨てられたり、産業廃棄物が林地に放棄されたりして、土や水源が汚れたりといった問題が起きたときから、1ヘクタールという大きさでは大き過ぎるのではないかという意見は出ていたのですが、そのまま30年たっても1ヘクタールということで来ております。この辺は、協会さんとしてはあまり細かくすると面倒になるので、やはり1ヘクタールぐらいが適当だという考え方なんでしょうか。それとも、転用とかそういうときに限ってはもう少し小さい単位でもいいというようなお考えをお持ちでしょうか。その辺りについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○池田専務理事（日本林業経営者協会） 難しい問題なのですけれども、このことについて協会として、まとまった意見というのはありません。

○池邊委員 林野庁様の御意見もあるので難しいと思います。

○池田専務理事（日本林業経営者協会） はい。1ヘクタールというのが非常にポイントになるかと思うのですけれども、今のところ、我々としては、このルールの中で何とか林地の利用というのを動いていますので、今ここでどうしたらいいのかというのは、私自身、お答えはしかねるというのが実態です。すみません。

○池邊委員 分かりました。最近ですと、風力発電とか太陽光発電も放棄林地の中になんか数多くありまして、それが今すぐには問題にならないと思うのですが、今後またそういうものが放棄されたらどうなるかというところも含めて気になったものですから、その辺りも含めてお伺いしました。どうもありがとうございました。

○池田専務理事（日本林業経営者協会） すみません。ありがとうございました。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、武山委員、お願いいたします。

○武山委員 武山です。よろしくお願いいたします。

2点ありまして、まず1点目、大変基本的なことで恐縮なのですが、森林の売買とか貸借の局面で、この協会のメンバーでいらっしゃるような林業を適切に施業されているような業態の皆さんが森林を売買したり貸借したりという局面で、例えば農地と同じように何か協会に届け出られたり、相談されたり、審査を受けたりという局面があるのかどうか。それとも自由に売買、貸借ができるのか、この点について1点お伺いしたいと思います。

もう1点は、先ほどやはり盛土される場合は貸借、貸付によってまず盛土が行われる、残土処理が行われて、その後、所有者のところに戻ってきて、所有者の方が林業の展開の中でその土地を有効活用されるというお話があったと思うのですが、もし、例えば、これは盛土をすることによって森林としては使えない、林業には使えないような土地になる場合、それでもやはり貸借で対応されるケースがあるのか、さらにはそういった場合、持ち主もその土地を使いようがないわけですので、ずっと貸借し続けるような、所有者と貸借者がずっと併存するような状態になるのかどうか。全て一般的なことでしかお答えいただけないと思うのですが、分かる範囲でお答えいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○池田専務理事（日本林業経営者協会） ありがとうございます。1点目の御質問、やはり我々の林業経営者協会の中でも後継者が見つからなくて山を手放す方も中にはいらっしゃいます。そういった場合でも、それは個々に売買なり譲渡なりで山の所有権というのは動いていまして、それについて協会に届けてもらうとか何か審査があるとか、そういうものはございません。ですので、個人個人の売買の中で山の管理が動くということはありません。

それから、盛土の処理後の利用の実態ですが、基本的に提供する土地というのは林業地に近いところでして、山の施業で後々使えるようなところで、逆に言えば施業に使えないところを残土処分でうまくならしてもらって利用するというのはあるのですが、先ほど言われたように、そもそも飛び地みたいなところで施業をやれないようなところ、それは恐らく売買して売り払うというふうな対応を取っていると思います。ただ、対応を取って処分したという話は、私はうちのメンバーからは聞いていないのですが、恐らくそういうところまでずっと管理し続けるということはないと思います。

○武山委員 ありがとうございます。

最後に1点だけ確認させてください。つまり、今、窪地のようなところに盛土が行われて、その後、所有者のところにその土地が戻ってきたというような場合は、当然その後のその土地の維持管理は、業者さんの手を離れて所有者の方が継続的にその土地を管理していく。例えば盛土の崩壊とか、排水の不良とか、そういったことも含めて管理されているという理解で間違いないでしょうか。

○池田専務理事（日本林業経営者協会） はい。林業的に利用している場合、土地所有者の責任で管理をしているというのが実態だと思います。

○武山委員 ありがとうございます。承知しました。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、おおむね時間となりましたので、日本林業経営者協会、池田専務様、本日はどうも御協力ありがとうございました。ここで、林業経営者協会様へのヒアリングは終わらせていただきたいと思います。

それでは、最後のヒアリングになります。全国知事会でございます。危機管理・防災特別委員会の黒岩委員長から御説明をいただく予定にしております。それでは、御説明をよろしくお願いいたします。

○黒岩委員長（全国知事会） 神奈川県知事の黒岩祐治です。本日は、都道府県における盛土の規制に関する現状と課題について、法制化による全国一律の対応を求める立場から、全国知事会、危機管理・防災特別委員会の委員長として説明させていただきます。

1、はじめに。静岡県熱海市では、7月3日の大規模な土石流により、死者・行方不明者27名、家屋被害128棟などの甚大な被害が発生いたしました。この土石流の発生原因は究明中とのことでありますが、スライドの写真のとおり、発生地付近の建設発生土による盛土が被害を拡大させたとの指摘がなされております。

2、知事会要望について。盛土を規制する法律は複数あるものの、区域や規模によって対象とならない盛土が存在することや、建設発生土の処理について、直接規制する法律がないことから、各自治体の条例により対応しているのが現状であります。

神奈川県としては、毎年国に対して法制化を要望してきたところでありますが、熱海の土石流災害のすさまじさを映像で見て、これは全国知事会危機管理・防災特別委員会の委員長職をあずかる身として早急に国に対して緊急要望を行う必要があると考えた次第であります。

そのため、令和3年7月の大雨により甚大な被害を受けた被災地の復旧を促進するための緊急要望を取りまとめ、7月20日に棚橋内閣府防災担当大臣に対して、8月4日に渡辺国土交通副大臣と堀内環境副大臣に対して、私自身が直接要望を行いました。

その後、8月の大雨の際にも同様の緊急要望を取りまとめ、9月7日に防災担当大臣に対して改めて直接要望を行いました。

スライドは9月7日に棚橋内閣府担当大臣に対して要望した内容であります、「7、

風水害対策等の強化に関する項目」の一つとして、建設残土に関して、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること等を要望したところであります。

ここで、3、神奈川県規制の現状について紹介させていただきます。神奈川県では、昭和63年ごろから建設発生土の不法投棄が多発いたしました。その後、スライドの写真のとおり、平成7年頃にかけて、東京ドーム約3杯分に相当する400万立方メートルを超える大規模な不法投棄が発生しました。このため、平成11年に神奈川県土砂の適正処理に関する条例を制定し、不法投棄の抑制に努めております。

条例の特徴は、2,000平方メートル以上の区域において土砂の埋立てを行う場合は許可が必要であること。また、建設工事の現場から500立方メートル以上の土砂を搬出する場合は届出が必要なことであります。

違反に対する罰則を定めており、条例で規定できる上限の2年以下の懲役、または100万円以下の罰金としております。しかし、条例制定後も県外へ搬出する場合、適正に処理されたか確認できない、罰則の抑止力が弱いといった課題が残っております。

このたび全国知事会において都道府県の実情や法制化に対する考え方などについてのアンケートを実施しましたので、ここからその結果を説明させていただきます。

まず、4、盛土の規制に関する現状について説明いたします。盛土に関して苦慮している事例の有無を聞いたところ、60%に当たる28の都道府県が苦慮している事例があると回答しました。苦慮している事例は3大都市圏を中心とする都道府県に多いことが分かりました。

次に、土砂条例等の制定状況を聞いたところ、55%に当たる26の都道府県が「条例がある」と回答しました。条例の内容を聞いたところ、盛土に関する規制の手法は許可制が24、事前協議制が1、届出が1と、ほとんどの都道府県が許可制を採用しております。許可等の盛土規模は3,000平方メートル以上を規制の対象としている都道府県が18であり多数派となっております。罰則の程度は、懲役6月以下から2年以下まで、罰金20万円以下から100万円以下までという結果でありました。

こちらは、土砂条例等を制定していない21の都道府県の状況であります。条例制定の予定を聞いたところ、予定ありが6、検討中が3、今後検討が5、予定なしが7という結果でありました。7つの都道府県が予定なしと回答していますが、その理由は、「法制化が必要」が5、「市町村条例により対応」が1、「違法な大規模盛土がない」が1でありました。

こちらは、盛土で苦慮している事例の内容を条例の有無で整理した表であります。上段の条例制定済みの26の都道府県のうち、21団体で苦慮事例があり、その内容は是正指導に従わない、条例以外に規制できる法律等がない、罰則の抑止力不足、他自治体と規制の違いがあるなどとなっております。

下段の条例未制定の21の都道府県のうち、7団体で苦慮事例があり、その内容は、農地法等、既存の法律に基づく是正指導に従わない、区域や規模により規制対象とならない場

合があるなどとなっています。

これらの結果から、多くの都道府県が盛土の対応に苦慮しており、既存法令や条例による規制では限界があるということが分かります。ここまでが盛土の規制に関する現状のアンケート結果であります。

次に、5、法制化の希望について説明いたします。法制化の希望の有無について聞いたところ、46の都道府県が「希望する」と回答し、1団体が「どちらとも言えない」と回答しました。ただし、「どちらとも言えない」と回答した1団体も、法制化による規制については賛同しており、法律に規定される内容が不透明なことから今回はこのように回答したとのことであります。

法制化が必要な理由は、広域的な規制が必要、条例の罰則に限界あり、全国統一の基準が必要、他法令の規制では限界ありなどとなっています。このようにほぼ全ての都道府県が盛土の規制に関する法律が必要と考えております。

次に6、法制化に求めることについて説明いたします。各都道府県からは様々な意見がありましたが、主立ったものについて紹介させていただきます。責務として、行為者等の責務の明確化。埋立ての規制については、許可制とする、定期的な施工状況報告、周辺住民への説明会の義務づけなど、スライド記載の内容であります。

搬出については、土砂搬出の届出を求める意見がありました。また、罰則については、条例では地方自治法の定めにより最高でも2年以下の懲役または100万円以下の罰金となるため、より厳しい罰則を求める意見が多かったということでもあります。具体的には、廃棄物処理法と同等の5年以下の懲役、または1000万円以下の罰金、法人重科3億円以下を求める意見が多くありました。

次に7、法制化に併せた効果的な方策について説明いたします。各都道府県からは様々な意見がありましたが、主立ったものについて紹介させていただきます。行政代執行等の財政支援制度創設が13、違反時に他法令の許可取消しが10、監視体制の強化が3、その他の意見として、事業者に対する普及啓発、トレーサビリティなどでありました。

以上がアンケート結果であります。

最後に8、まとめについてであります。地球温暖化など気候変動の影響により、災害は激甚化・頻発化しています。全国の土砂災害の発生件数を見ますと、直近10年間平均は1,495件で、その前の10年間平均の1,058件と比較すると1.4倍となっており、今後の土砂災害件数のさらなる増加が懸念されます。また、都道府県アンケートの結果から、ほぼ全ての都道府県が法制化を求めていることが分かりました。盛土による災害の防止に関する検討会では、12月中旬頃に取りまとめを行う予定と承知しております。委員の皆様には、都道府県の切実な声を受け止め、一刻も早い法制化に向け、検討や取りまとめをお願いするところでもあります。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○中井座長 黒岩知事、どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから御質問がございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

大関委員、お願いいたします。

○大関委員 大関です。御説明どうもありがとうございました。大変重要な示唆をいただいたと思います。

質問は、やり方として法規制を、そもそも盛土等の規制の範囲とか行為に対してのかける法令がないのか、それとも、そういう行為は一定程度あるのだけれども、守られていないのかという2点あるとされていて、前者だと基準をつくっていくことも重要だと思うのですが、後者だと、あるけれども守られていないのであれば、法制化に併せて、13ページ目に示していただいたような周りの方策のほうがより重要になるのかな、いわゆるエンフォースメントをどう強化するかというような議論も重要になるかなと思うのですが、その面ではどのように考えたらいいでしょうか。両方不足しているということなのかもしれませんが、少しコメントをいただければ幸いです。

○大島 神奈川県県土整備局長（全国知事会） 県土整備局長の大島と申します。お答えいたします。

法令はございまして、農地法、森林法、それから宅地を造る場合は宅地造成等規制法、自然公園の法令がかかっているれば自然公園法、盛土を規制する法令は幾つかございますが、やはりばらつきがございまして、罰則の強弱もありますし、捉えるエリアの大小もありますので、一律に同じような規制がかからないという状況がございまして、そういうところで条例で各自自治体が規制をかけているのですが、条例も強弱があって、条例の弱いところに土が行ってしまうという状況がありまして、罰則も限界があるということで、そのばらつきを解消しないと弱いところに土砂が流れるみたいな状況が解消できないという、御指摘のところの両面があるかと思っております。

以上です。

○大関委員 分かりました。ありがとうございます。

○中井座長 ありがとうございます。

武山委員、どうぞ。

○武山委員 ありがとうございます。武山です。

是正指導に従わないという言葉が何度か出てきたと思います。つまり、既に条例違反の状態を起こしてしまっていて、それが是正されないということだと理解したのですが、例えば条例違反の状態が起こったときには、本来は罰則が適用されるというプロセスもあるかと思うのですが、その辺り、是正させるということと罰則を適用する、この見極めというのは現状どのように運用されているのでしょうか。教えていただけたらと思います。

○大島 神奈川県県土整備局長（全国知事会） やはり条例のルールになかなかのっとなって盛土がされない事例もございまして、その場合、是正指導をまずいたしまして、指導を繰り返

返しても従わない場合には警告をする。それから、さらには命令、許可の取消し等々の処分に至ることもございますが、そういう手法を取ろうとしても、ここは推測になりますが、罰則が緩い、あるいはペナルティーがないといったようなことがあって、なかなか効果的ではなくて、そこに進むことについて行為者にあまり恐れがない、だから歯止めが利かないということがあろうかと思っております。

○武山委員 ありがとうございます。今のお話ですと、法律によって罰則が強化されることによって、現場でも是正勧告をしていく上で有効なツールになるという御指摘というふうに理解させていただいたらよろしいでしょうか。確認です。

○大島 神奈川県県土整備局長（全国知事会） はい。そのように思っております、やはり罰則は自治法の中で科せる上限があって、そこには限界があって、多分行為者から見ると少し緩く見えるのだと思いますし、ペナルティーがないのが大きくて、例えば、行為者は土を運ぶことだけを業にしていなくて、いろいろな業を営んでいる上で様々な法令の許可を取っていることがあります、そういう許可を取り消すといったことがあれば、やはり自分の生業に影響しますので、少し歯止めの効果があろうかと思えます。いろいろな自治体のアンケートの中でもそういった声が出てまいりました。

以上です。

○武山委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○中井座長 武山委員、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、私から1つお伺いしたいのですが、今、武山委員がお聞きになられたこととかなり重なるのですが、法制化をしても多分、実際にそれを運用されるのは都道府県だったり市町村だったりということで、確かにサンクションというのでしょうか、罰則が強くなれば、それだけ自治体の皆さんの業務もこれまで聞いてもらえなかったのが聞いてもらえるようになるという効果はあるかと思うのですけれども、最終的に行政代執行だったりというのは、これは自治体の皆さんがやらないといけなくなるということで、業務としては結構大変な業務かなと思っております、執行の体制について、こんな課題がありますというようなことがもしございましたら少し教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○大島 神奈川県県土整備局長（全国知事会） 御指摘のとおり、代執行に至る場合には相当なマンパワーをかけて手間暇をかけなければいけないという状況がありまして、常にそういう体制が現状できているかというと、なかなかそうもいきません。ただ、これが日常的に頻繁に起こるわけでもございませんので、例えばそういう事態が発生したときには、中でうまく人員を融通して体制を構築するみたいなことはやればできるのだと思っております、現に2回ほど代執行をしたこともございますが、担当するセクションだけではなくて、周りから人員を融通してしっかりと体制を組むみたいなことは、中で組むことが可能かと思っております。

以上です。

○中井座長 関連して、今日いただいているスライドにも神奈川県土砂違法投棄監視パトロールというのがあるのですけれども、これはどれぐらいのマンパワーをかけてやられているか、教えていただけませんか。

○大島 神奈川県県土整備局長(全国知事会) これは専門の体制を実は組んでおりまして、パトロールカーを2台所有しております、県央地区の厚木というところに事務所がありまして、県内どこでもアクセスできますので、ほぼ毎日、許可済みの盛土の現状を把握したりとか、あるいは事前の相談があったところが事前着工されていないかパトロールするとか、そういったことを日常的に五、六名の体制の中で実施しております。

○中井座長 ありがとうございます。

ほかに御質問はいかがでしょうか。国のほうの内閣府あるいは国土交通省、農水省の皆さんでも結構ですが、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、全国知事会、黒岩委員長、どうもありがとうございました。

○黒岩委員長(全国知事会) どうもありがとうございました。

○中井座長 それでは、以上でヒアリングは終了でございます。

本日予定していた全てのヒアリングは終了いたしました。本日のヒアリングに御対応いただいた皆様、委員の皆様、活発な質疑応答、御議論をいただきまして、ありがとうございました。なお、時間の関係でできなかった御質問については、会議終了後に事務局に伝えていただければ、各団体のほうにお伝えいたします。また、本日御欠席の委員から、もし資料を御覧になられて、こういうところを少し説明してほしいということがありましたら、こちら事務局に伝えていただくということによろしいですか。

では、そのように、本日御欠席の委員にもお伝えいただければと思います。

それでは、次に、議題の(2)その他でございますが、事務局から何かございますか。

○小玉参事官 事務局から、資料2ということで今後のスケジュール(案)について御説明をさせていただきます。本日のヒアリングを第2回の検討会ということで開催させていただきました関係で、回数が1回ずれております。第3回、第4回とずれておりますが、基本的には第1回の検討会の終わりに御説明したとおりでありまして、年内までに残り2回ほど検討会を開催し、御議論いただきまして、年内に取りまとめをいただきたいというスケジュールを今考えております。具体の日程等は、決まりましたら御連絡等したいと思います。

事務局からは以上です。

○中井座長 どうもありがとうございました。

まだあと2回、年内に予定をされております。日程につきましては後日連絡をされるということかと思っております。

それでは、これで本日の全ての議事が終了いたしました。

それでは、ここで進行を事務局にお返しいたします。

○小玉参事官 中井座長、大変ありがとうございました。

また、ヒアリングに御対応いただきました関係団体の皆様、そして、御出席の委員の皆様、誠にありがとうございました。

最後に、繰り返しですけれども、次回の第3回以降の予定につきましては、決まりましたら事務局より御連絡をさせていただきますので、委員の皆様方におかれましてはよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の検討会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。